

1. 件 名：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所の共通施設としての放射性廃棄物の廃棄施設に係る新規規制基準への適合性確認に関する事業者ヒアリング（184）

2. 日 時：令和2年11月11日（水）13時30分～14時10分

3. 場 所：

（1）原子力規制庁10階南会議室

（2）国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所

※本ヒアリングは、テレビ会議にて実施

4. 出席者：

（1）原子力規制庁

原子力規制部

新基準適合性審査チーム

島村安全審査官、荒川安全審査官、塩川上席安全審査官

（2）国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

バックエンド技術部 課長 他3名

5. 議事要旨

（1）国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「原子力機構」という。）原子力科学研究所の原子炉施設（放射性廃棄物の廃棄施設）の変更に係る設計及び工事の方法の認可申請（以下「設工認」という。）に関し、原子力規制庁から以下の審査方針を伝え、原子力機構から、対応する旨の回答があった。

- ・耐震Cクラスの審査に当たっては、令和2年9月30日の原子力規制委員会の資料3（別紙1）に審査方針が整理されており、この審査方針に基づいて、設工認申請に係る基本方針と品質管理方針について、ヒアリング及び会合にて説明すること。

（2）原子力機構から、原子力科学研究所の原子炉施設（放射性廃棄物の廃棄施設）の新規制基準に係る設工認の分割申請の見直しについて、資料1に基づき主に以下の説明があった。

- ・現設工認（その4）及び設工認（その6）は一旦取り下げ、新設工認（その4）及び新設工認（その6）を新規に申請する。
- ・新設工認（その4）については、施設の安全管理上のリスクを踏まえ、火災対策の全項目を申請する。

（3）上記（2）の説明に対し、原子力規制庁から了解した旨伝えた。

6. 配付資料

資料1 放射性廃棄物処理場の新規規制基準に係る設計及び工事の計画の認可申請の計画の見直しについて